

広島県歯科医師会の会員医療機関の皆さまへ

医療機関用団体サイバー保険のご案内

サイバー攻撃・情報漏えいリスクへの対策は万全ですか？



サイバー攻撃

- 不正アクセス
- コンピュータウイルス
- なりすまし
- DDoS攻撃
- 標的型メール攻撃
- ランサムウェア
- ウェブサイト改ざん
- 内部不正



顧客情報・機密情報の
漏えい

システム・ネットワーク
停止

信用力・ブランド力の
低下

『医療機関用団体サイバー保険』は、サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償する保険です。

□保険契約者

一般社団法人広島県歯科医師会

□加入対象者（ご加入いただける方）

広島県歯科医師会会員（広島県歯科医師会会員が開設者または管理者である医療機関）

□保険期間

2025年4月21日午後4時から2026年4月21日午後4時まで1年間

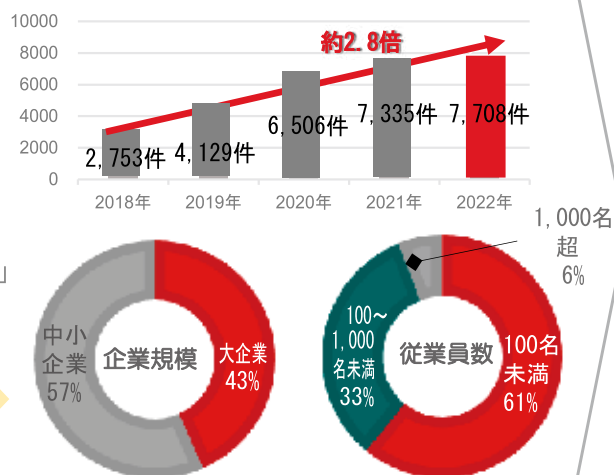
□申込締切日

2025年3月14日（金） ※中途加入の場合は毎月21日

1. 日本におけるサイバー攻撃の脅威の高まり

◆2022年に検知した日本国内の不正アクセス件数は、 2018年と比較して約2.8倍に増加

出典：警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
(警察のセンサーに対する1日あたりのアクセス件数)



◆サイバー攻撃は企業規模に関係なく発生

出典：一般社団法人日本損害保険協会「国内企業のサイバーリスク意識・対策実態調査2020」
(サイバー被害を受けたことがあると回答した企業の企業規模および従業員数別割合)

すべての企業がサイバー攻撃をいつ受けてもおかしくない状況であり、「自院には関係ない」と他人事ではすまされません。

2. 情報漏えい事故はあとを絶たず、法規制も強化

◆2022年における医療・福祉分野のランサムウェアによる被害は20件、前年の約2.9倍に増加 →電子カルテシステムが使用不能となり、新規外来患者の受け入れ停止といった被害が生じています

出典：警察庁サイバー警察局「サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会報告書2023」

◆1件でも個人情報を取り扱う企業は個人情報保護法の対象

→改正個人情報保護法(2022年4月施行)では漏えい報告および本人への通知が義務化へ
法令違反に対する罰則が強化され、罰金刑の最高額が1億円と大幅に引上げ

※法令違反などによる罰金については、医療機関用サイバー保険の保険金の支払対象外となります。

業務のIT化や法規制を踏まえた情報漏えい対策の強化が必要になっています。



3. 医療機関におけるサイバーリスクとは？

医療機関には、医療情報などのセンシティブな情報に加え、クレジットカードなどの金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号など、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能なため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。

医療機関におけるサイバー攻撃の被害例

①賠償責任を負担することによって生じる損害

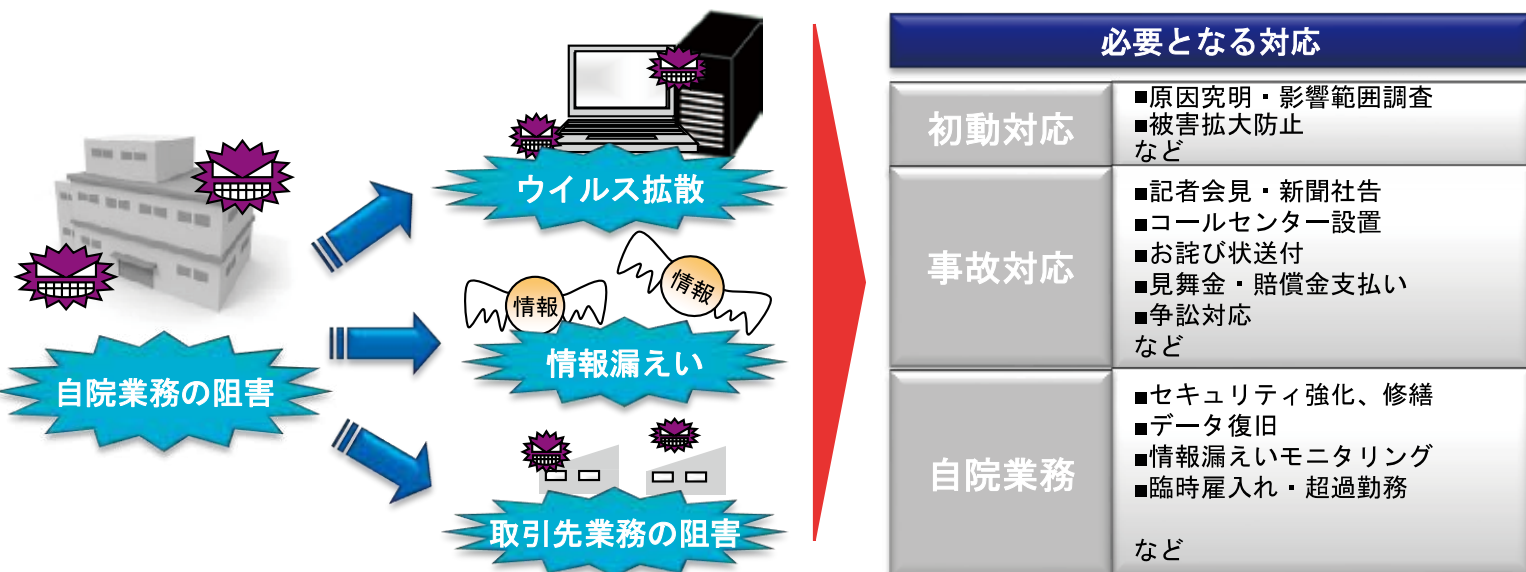
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている患者の個人情報漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染していたことを知らずに関係先へメールを送信したところ、関係先のサーバーに保管されているデータがすべて消去され、損害賠償請求を受けた。
- ・悪意ある第三者に自院のホームページが改ざんされており、そのページを閲覧した関係先もコンピュータウイルスに感染し、損害賠償請求を受けた。

②事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用

- ・システム管理委託会社より不正アクセスを検知したという通報を受け、原因究明や影響範囲を調査したが、作業が難航したため、調査専門会社にフォレンジック調査を依頼した。
- ・ランサムウェアにより、診療情報や調剤情報、会計情報、予約情報などが利用不能となり、被害状況の把握などを行うため、調査専門会社へ委託した。
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、患者の個人情報数万人分が漏えいした可能性があったため、お詫びの品を購入して発送するとともに、患者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置した。

4. サイバー攻撃の被害例

サイバー攻撃を受けた場合、さまざまな対応が必要となるとともに、貴院は被害者であると同時に取引先や顧客に対する加害者となり、損害賠償請求を受ける可能性もあります。



5. サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のためにさまざまな費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した。

主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社(セキュリティベンダー)に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバー3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書(WEB公表)などを作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。	約150万円
	その後、お詫びの品を発送した(1人500円の商品券+郵送料)。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。(10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント(外部)の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討などを行う対策会議(3回)を実施した。	約200万円

※上記費用は全て医療機関用団体サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。



損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報等が含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
------	--

※上記費用は医療機関用団体サイバー保険の「損害賠償金」のお支払対象になります。

6.『医療機関用団体サイバー保険』の補償内容(オールリスクプラン)

『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や情報漏えいなどに起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ(型)
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用など	S 1 S 4 ・ F 1 F 4 ・ X 2 X 5
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用 ・事故対応特別費用 ・サイバー攻撃対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療機関(被保険者)が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用など ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用など(注1) ③情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために医療機関(被保険者)が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用などの各種費用 ④事故を医療機関(被保険者)が保険期間中に発見したことにより、医療機関(被保険者)が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを医療機関(被保険者)が認識した場合において、それに対応するために医療機関(被保険者)が支出した法令等対応費用	

(注1) サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され医療機関(被保険者)が認識した場合にかぎります。

- ① 公的機関からの通報(サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付などを行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)
- ② 被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社などからの通報または報告(注2)

(注2) 医療機関(被保険者)が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービスなどからの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを医療機関(被保険者)が認識した時以降に調査などを委託した会社からの報告を除きます。

7.『医療機関用団体サイバー保険』の補償内容(情報漏えい限定プラン)

『医療機関用団体サイバー保険(情報漏えい限定プラン)』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどによって、情報漏えいが発生したことによる次の損害に限定して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ(型)
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用など	P 1 S P 4 ・ Q 1 S Q 4 ・ X 1
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①情報の漏えいまたはそのおそれ(注1)が生じたことにより、その対応のために医療機関(被保険者)が支出した認証取得費用・個人見舞費用・再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用など ②事故を医療機関(被保険者)が保険期間中に発見したことにより、医療機関(被保険者)が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを医療機関(被保険者)が認識した場合において、それに対応するために医療機関(被保険者)が支出した法令等対応費用	

- (注1) 情報漏えいまたはそのおそれのうち、個人情報の漏えいまたはそのおそれについては、保険期間中に次の①から④までのいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎります。
- ①サイバー攻撃が生じたことの損保ジャパンへの書面による通知
 - ②記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告など
 - ③本人またはその家族への謝罪文の送付
 - ④公的機関に対する文書による届出、報告などまたは公的機関からの通報

(注2) 情報漏えい限定プランには、利益損害(オプション)、営業継続費用(オプション)のセットはできません。

8.『医療機関用団体サイバー保険』の特長

加入手続きの簡素化	・病院は病床数(ベッド数)、介護医療院・介護老人保健施設は定員数を基にした保険料体系です。また、一般医院・診療所および歯科医院・診療所は、それぞれ一律の保険料体系となります(団体割引の適用は可能です。)
団体専用の保険料	団体制度ならではの割安な保険料でご加入いただけます。
充実したサービス	・万が一、この保険が適用となる事象が発生した場合には、保険金のお支払いだけでなく、原因究明や被害拡大防止に向けた対応をサポートします。 ・その他、サイバーリスク診断サービスなど、セキュリティ対策に関するメニューをご利用いただけます(一部有料)。

9.『医療機関用団体サイバー保険(オールリスクプラン)』の加入タイプ

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。
※1加入者毎に、保険期間中に下記①、②でお支払いする保険金の合計額は、①の保険金額(総保険金額)を限度とします。

歯科医院の保険料

オールリスク・標準タイプ

＜保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、一括払の場合＞

タイプ	保険金額		自己負担額	年間保険料 (1施設当たり)
	①損害賠償	②事故対応特別費用		
S1	1,000万円	100万円	なし	20,120円
S2	3,000万円	300万円		25,760円
S3	5,000万円	500万円		30,230円
S4	1億円	1,000万円		40,770円
F1	1,000万円	50万円		18,690円
F2	3,000万円	150万円		24,950円
F3	5,000万円	250万円		27,410円
F4	1億円	500万円		33,960円

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設の保険金額を共有して引き受ける場合、年間保険料表は上表と異なります。複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は広島富士見(株)までお問い合わせください。

オールリスク・医賠セットタイプ

＜保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、一括払の場合＞

タイプ	保険金額		自己負担額	年間保険料 (1施設当たり)
	①損害賠償	②事故対応特別費用		
X2	1,000万円	500万円	なし	21,330円
X3	2,000万円	1,000万円		30,260円
X4	3,000万円	2,000万円		39,960円
X5	5,000万円	3,000万円		47,580円

※『医賠セットタイプ』は広島県歯科医師会 団体医師賠償責任保険にご加入の方のみご加入いただけるタイプです。
ご加入は施設単位限定となっております。(複数施設でまとめてのご加入はいただけません。)

10.『医療機関用団体サイバー保険(情報漏えい限定プラン)』の加入タイプ

歯科医院の保険料

情報漏えい限定・標準タイプ

＜保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、一括払の場合＞

タイプ	保険金額		自己負担額	年間保険料 (1施設当たり)
	①損害賠償	②事故対応特別費用		
P1	1,000万円	100万円	なし	11,200円
P2	3,000万円	300万円		17,600円
P3	5,000万円	500万円		21,600円
P4	1億円	1,000万円		28,800円
Q1	1,000万円	50万円		10,400円
Q2	3,000万円	150万円		16,000円
Q3	5,000万円	250万円		20,000円
Q4	1億円	500万円		24,000円

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設の保険金額を共有して引き受ける場合、年間保険料表は上表と異なります。複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は広島富士見(株)までお問い合わせください。

情報漏えい限定・医賠セットタイプ

＜保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、一括払の場合＞

タイプ	保険金額		自己負担額	年間保険料 (1施設当たり)
	①損害賠償	②事故対応特別費用		
X1	1,000万円	500万円	なし	15,240円

※『医賠セットタイプ』は広島県歯科医師会 団体医師賠償責任保険にご加入の方のみご加入いただけるタイプです。
ご加入は施設単位限定となっております。(複数施設でまとめてのご加入はいただけません。)

11. 自動セットサービスの概要(SOMPOリスクマネジメント社提供)

事故発生時のサービス(緊急時サポート総合サービス)

サイバー攻撃や情報漏えいなどによって、当該事故の原因調査や事故の公表、被害者への謝罪などの対応をしなければならない緊急時に、一連の対応をワンストップかつ総合的に支援するサービスです。医療機関用サイバー保険に加入すると、情報漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、必要な各種機能を備えた本サービスをご利用いただけます。

特長 1

緊急時の対応をワンストップで支援

サイバーセキュリティ事業を行うSOMPOリスクマネジメント(株)が緊急時対応をコーディネート

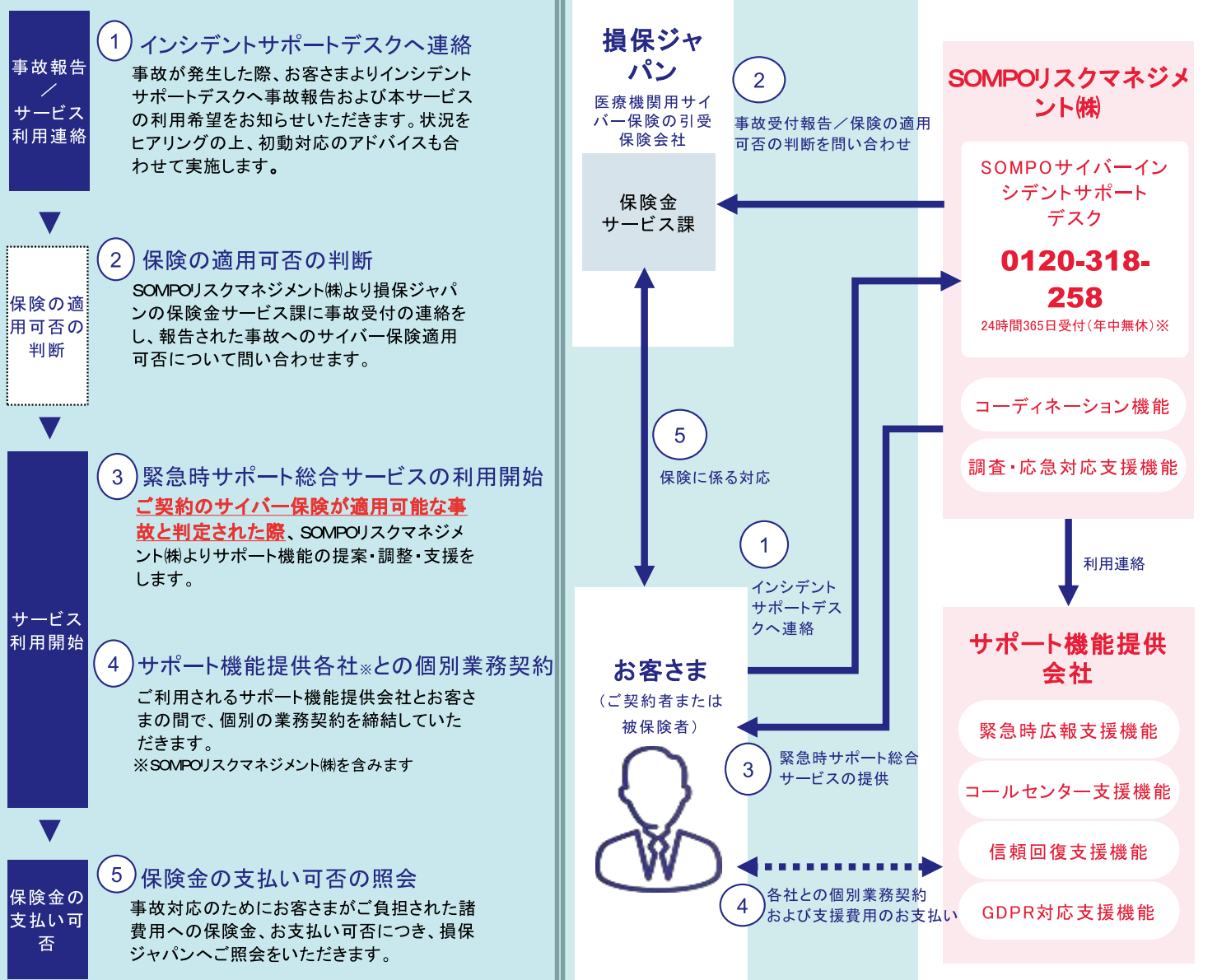
特長 2

最適なサポート機能を提案

事故の状況やお客さまのニーズに合わせて、最適なサポート機能を提案し、確実な緊急対応を実現



■ご利用の流れ



※夜間(17時以降)および休日・祝日の受付事案については、対応およびサービス提供が当社翌営業日(平日9時以降)になる場合があります。

(注)本サービスでのご提供サービスにつきましては保険金の支払対象外となる場合があります。

11. 自動セットサービスの概要(SOMPOリスクマネジメント社提供)(つづき)

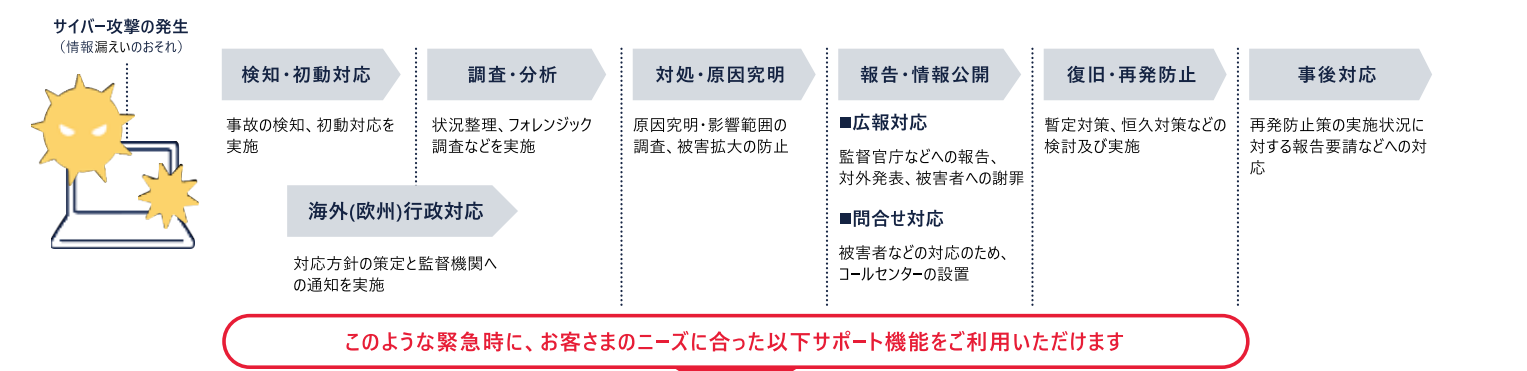
■サービスの概要

SOMPOリスクマネジメント(株)が事故対応に関する必要なサポート機能をコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客さまの被害拡散防止・早期復旧などを支援します。

■サービスの適用地域

日本国内での対応に限られます。

サイバー事故などによる情報漏えいが発生した場合の対応〔例〕



主なサポート機能	概要	サポート機能提供会社 ※2024年1月31日時点
■ コーディネーション機能	●必要となる各種サポート機能の調整 ●事故対応窓口との連携・アドバイス etc	SOMPOリスクマネジメント(株)
■ 調査・応急対応支援機能	●事故判定 ●原因究明・影響範囲調査支援 ●被害拡大防止アドバイス etc	SOMPOリスクマネジメント(株) / (株)ラック / AOSデータ(株)
■ 緊急時広報支援機能	●記者会見実施支援 ●報道発表資料のチェックや助言 ●新聞社告支援 etc	(株)プラップコンサルティング
■ コールセンター支援機能	●事故に関し信用を毀損するSNS投稿などへの対応支援 ●WEBモニタリング・緊急通知 etc	(株)エルテス
■ コールセンター支援機能	●コールセンター立上げ ●コールセンター運用 ●コールセンターのクロージング支援 etc	(株)ベルシステム24
■ 信頼回復支援機能	●再発防止策の実施状況などについて報告書を発行 etc	(一財)日本品質保証機構 / BSIグループジャパン(株)
■ GDPR対応支援機能	●GDPR対応に要する対応方針決定支援 ●監督機関への通知支援 ●協力弁護士事務所の紹介 etc	(株)インターネットイニシアティブ

※本サービスは、医療機関用サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にご利用いただけるサービスです

※各機能会社にお支払いいただく諸費用は、医療機関用サイバー保険でご契約している保険金額を上限に損保ジャパンから保険金として記名被保険者（医療機関）へ支払われます

※ご利用を希望する規模や期間などにより、対応ができない場合があります

医療機関用サイバー保険の付帯サービスに関する不明点・質問は、損保ジャパンの各営業店舗または取扱代理店へお問合せください

12. (ご参考) その他サービス (SOMPOリスクマネジメント社提供)

サイバーリスクにおける事前対策サービス

SOMPOリスクマネジメント社では、以下サービスも展開しております。
サービスの詳しい内容につきましては、SOMPOリスクマネジメント社までご照会ください。

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院(目安:病床数200床以上)に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
②サイバーセキュリティレベル簡易診断(クリニック用)評価レポート	クリニック(診療所・歯科診療所)に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	無償
③標的型攻撃メール訓練 ＜Lightプラン＞	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 無償 で行うサービスです。＜Basicプラン＞のお試し版となります。ご利用は1回限り・1社につき100通まで。	無償
④標的型攻撃メール訓練 ＜Basicプラン＞	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 有償 で行うサービスです。ご利用は1年間。発信通数に応じて費用が決まります。	有償

(注)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

12. この保険のあらまし

■商品の仕組み

この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、制裁等に関する追加条項、戦争不担保追加条項、医療機関用追加条項、被保険者相互間の関係に関する追加条項(サイバー保険特約条項用)、情報漏えい限定補償追加条項(情報漏えい限定プランのみ)をセットしたものです

■保険契約者

一般社団法人 広島県歯科医師会

■保険期間

2025年4月21日午後4時から2026年4月21日午後4時までとなります。

■申込締切日

2025年3月14日(金)まで

■引受条件(保険金額など)、保険料払込方法など

引受条件(保険金額など)は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者

広島県歯科医師会会員(※広島県歯科医師会会員が開設者または管理者である医療機関)

■記名被保険者

本保険の加入者(医療機関)

■被保険者

記名被保険者

記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。

■ご加入の単位

施設単位(病院、診療所など)でのご加入となります。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、まとめて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。医療施設単位または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとに独立の保険金額をご希望の場合は、施設単位でご加入ください。なおXタイプについては診療所毎のご加入のみとなります。

※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテなどを用いて個人情報を利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがございますので、すべての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でご加入ください。

※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。(追加保険料は不要)

なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

■お支払方法

保険料は2025年5月に県歯会指定預金口座より引き落としさせていただきます。

■お手続き方法

添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の広島富士見株式会社までご送付ください。

■中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月21日までの受付分は、受付日の翌月1日(21日過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年4月21日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入月に県歯会指定預金口座より引き落としさせていただきます。

■中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の広島富士見株式会社までご連絡ください。

13. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。なお、詳細については保険約款をご確認ください。

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）に起因する損害
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

など

【事故に関する各種対応費用の固有部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

14. ご注意

- 医療機関用サイバー保険は、業務過誤賠償責任普通約款にサイバー保険特約など各種特約条項および追加条項を付帯することによって構成されています。特約条項および追加条項などの詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
 - 加入依頼書などの記載内容が正しいか十分にご確認ください。
 - この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
 - 保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数などのお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書などの記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
 - 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
 - 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書などにてご確認ください。
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員などの数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人など」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人など以外の保険契約であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回など)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
 - ①保険期間が1年以内のご契約
 - ②営業または事業のためのご契約
 - ③法人または社団・財団などが締結したご契約
 - ④保険金請求権などが担保として第三者に譲渡されたご契約
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書などまたはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
 - 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書などにてご確認ください。
 - 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

15. ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者(ご加入者となる医療機関)の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書などおよび付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙などに業務内容または保険料算出の基礎数値を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書などおよび付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約などに関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除など
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

16. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況などが確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度などが確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

(注)事故の内容および損害の額などに応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります

17. 万一事故にあわれたら(つづき)

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：SOMPOサイバーインシデントサポートデスク】

0120-318-258

＜受付時間＞

年中無休・24時間365日※夜間(17時以降)および休日の受付時間については、対応およびサービス提供が平日9時以降となる場合があります。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

18. お問い合わせ先

【取扱代理店】

広島富士見株式会社（担当：池田・服部・濱田）

〒732-0057 広島県広島市東区二葉の里3-2-4

TEL 0120-300-243 FAX 082-261-1744

受付時間 平日：午前8時45分から午後5時15分まで

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 広島支店法人第一支社

〒730-8712 広島県広島市中区紙屋町1-2-29

TEL 082-243-6201 FAX 082-542-5597

受付時間 平日：午前9時から午後5時まで

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。